



ときのまど

時の窓

TOKI NO MADO

No.212

2019/10/1

「つながり」を大切に 輪を強く大きく広げよう



議案は全会一致で可決 事務局長に岡野健太さん（愛知）を選出

全司法青年協は、8月24日から25日にかけて、東京都上野で第29回定期総会を開催しました。総会には、代議員・オブザーバー・来賓等61名が出席しました。総会議長に松藤託吉代議員（福岡）、副議長に大久保綾音代議員（高知）を選出して開会しました。

冒頭、執行部を代表して米島議長が挨拶を行い、「地域によっては大量退職・採用の時期が始まっており、みなさんが全司法、裁判所の中心となる時期がすぐそこまで来ている。働きやすい職場を維持・発展させるために、学習を深め、多くの仲間を全司法に迎えよう」と呼びかけました。

その後、来賓として、国公青年フォーラムの森慧佑運営委員長（全司法函館支部出身）、全法務省労働組合青年婦人協議会の杉山勇二副議長、全司法本部の中矢正晴中央執行委員長から連帯と激

励の挨拶を受けました。

全体討論では、のべ31本の発言があり、多くの課題にわたる活発な討論が行われました（詳細は2～3頁）。2019年度運動方針案をはじめとした全ての議案が全会一致で可決されました。

議長には米島徹さん（愛知）が信任されたほか、新たに、事務局長に岡野健太さん（愛知）、事務局次長に米田菜美さん（大阪）が選出されました。



松藤議長
（福岡・左）と
大久保副議長
（高知・右）

～各議案の採決結果～

第1号議案（運動方針案）	賛成 35	保留 0	反対 0
第2号議案（一般会計予算案）	賛成 35	保留 0	反対 0
第3号議案（特別会計予算案）	賛成 35	保留 0	反対 0

～2019年度運動方針案討議の様子～

賃金



北内代議員 (愛媛)

賃金闘争は青年に追い風が吹いている。青年の処遇改善を足掛かりに全体の処遇改善にもっていくべき。最高裁への追及、国公青年フォーラムへの結集による人事院への追及を強めてもらいたい。

佐賀は地域手当0%だが、競争相手の少ない地方では物価は安くない。東京は住居費は高いが、それは地域手当ではなく住居手当で調整してほしい。特に、総研生は同じ場所で同じ研修を受けているのに、所属庁によって給料が最大2割も変わるのをおかしい。



今村代議員 (佐賀)

職場実態



米田オブ (大阪)

増員があった部署は残業が減少し、増員がなかった部署は未だ繁忙である。数字だけを見て「なんでこんなに超勤が多いんだ？減らせ」と言うてくる管理職員がいる。超勤が多い原因をきちんと把握し、改善してほしい。



山下オブ (鳥取)

事件部には一通りの事務ができるだけのマニュアルがあるが、事務局には大雑把なものしかない。周囲の職員が一斉に異動しても事務が滞らないよう、事務局にもマニュアルが必要ではないか。

家裁調査官の育成新施策では「3回目の人事異動から本人の希望庁又はその周辺庁に配置する」と言われており、来年がその最初の年である。希望者の多い東京では、受入れの枠を確保するため、やむを得ない事情がなければ譲るよう圧力がある。適正な異動がなされるよう注視してほしい。



沖田代議員 (東京家裁)

組織強化・拡大



芳賀オブ (札幌)

札幌では時間を掛けて勧誘している。不十分な説明では、ギャップを感じ、脱退してしまうかもしれない。歓迎会やレク、クリスマスパーティーなど、勧誘の機会を多数用意している。

歓迎会で加入してもらおうが、初日に十分な説明はできないので、フォローもきちんと行っている。3か月面談(採用3月後)や正式採用おめでとう会(採用6月後)は喜んでもらっている。



小川代議員 (島根)



泰田オブ (愛媛)

ふだん一緒に仕事をしている人から繰り返し説明を受けたことで、納得をして加入できた。納得して加入したからこそ、定期総会にも来たいと思った。加入には、納得が大切だと思う。

地連新採歓迎会で先輩が「加入してほしい」とはっきり伝えたことでその場で7人の加入があった。今後は、自分も「加入してほしい」とはっきり伝えたい。



小田オブ (福岡)

組合の必要性等を正確に伝えるため、学習会の必要性を感じている。



長円寺オブ (広島)

組合加入のメリットを聞いて良いと思い加入した。不安を抱える新規採用者はデメリットが目が行きがちであるため、心配を払拭してもらえると良いと思う。



重川代議員 (広島)



三田村代議員 (最高裁)

小さな職場にもより目を向けてもらえると、より声を吸い上げることができると思う。



関谷代議員(奈良)

「二重の異動」は精神的にも経済的にも大変だった。解消させてくれたことに感謝したい。家裁調査官は知らない土地、職場での任官に不安がある。青年部では、任官した家裁調査官を温かく受け入れてほしい。



田中代議員(鳥取)

野球部の活動がきっかけで新規採用者と打ち解け、全司法の質問もしてくれるようになった。不安が解消され、加入してくれた。



橋本代議員(愛知)

知らない土地に異動した際に青年部など組合員に助けられた。任官時に限らず、転入者を温かく見守ってほしい。

5月に最高裁交渉に参加したことで、組合の意義を知り、定期総会にも参加したいと思い、参加した。



片岡代議員(岡山)

私も最高裁交渉に参加し、とても勉強になった。それをきっかけに、いろいろ参加してみたいと思い、国公青年セミナーや定期総会にも参加した。



吉川代議員(山口)

第28回青年協議長杯 ボウリング大会

定期総会の中で、第28回青年協議長杯ボウリング大会の表彰を行いました。

10支部(合計96名)が参加した結果、次の支部・青年が入賞しました。

【団体戦】

- 1位 和歌山支部
- 2位 愛知支部
- 3位 札幌支部

【個人戦】

ハイスコア賞

男性 奥田健太さん(岐阜)

女性 中本有香さん(岡山)

※その他、ブービー賞、総会賞もありました。



団体戦1位の和歌山支部

～模擬職場会の様子～



執行・破産部

講義案が古く、事務のよりどころになるものがない。民執法の改正を控えているが、情報が下りてこず、準備できない。破産係においても郵券の保管金化、手数料化をしてほしい。

2、3人庁では休暇申請も研修参加もしづらい。長時間若手が1人になることもあり、困難当事者が来たら対応できるかなど、不安になる。



管内支部

総務課・人事課

事務局ではマニュアルがなく、経験豊富な人に頼り切っている。その人たちが退職した後、維持できるのか。北海道では業務の勉強会(1時間を10回程度)を行った結果、ミスが減った。



会計課・経理課



～山戸事務局長 の総括答弁～ (一部抜粋)



様々な事情により不慣れな場所に異動になり不安を感じる青年が多くいます。そのときに組合員であることが話題のきっかけや、青年同士の交流のきっかけになり、転入者や新規採用者の不安を解消することで青年同士のつながりがさらに深まります。全国で奮闘する仲間との絆、「つながり」を大切に、さらにその輪を強く、大きく、広げていくことを皆さんと確認したいと思います。要求の前進、組織の強化・拡大に向けて、それぞれの持ち場で、お互いに力を尽くす決意を固め合うことを呼びかけて、総括答弁とします。

青年でもわかる2019年人事院勧告

人事院は、国家公務員と民間の4月分の給与（月例給）を調査・比較し、較差を埋めることを基本に勧告を行います。ボーナスについても、民間の支給実績を把握し、民間の支給割合に国家公務員の支給月数を合わせることを基本に勧告を行います。「勧告」だけでは給与は改定されず、内閣が勧告の取扱いを決定、法案を提出し、国会で給与法が改定されて初めて、「勧告」の内容が国家公務員の給与に反映されます。なお、裁判所職員には、給与法等は直接適用されませんが、裁判所職員臨時措置法により給与法等が準用されています。



2019年人事院勧告のポイント

～月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差（0.09%）を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.05月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分
- ③ 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、その原資を用いて手当額の上限を引上げ

これが今年の勧告のポイント！

月例給が上がること、住居手当は上がる人と下がる人がいることは分かったけど、自分がもらえる金額がいくら変わるのか具体的にみてみよう！



月々もらえる金額は下がる人も多くいますが、ボーナス（0.05月分）は（再任用の方を除く）全員が上がります。月例給20万円の人であれば、ボーナスが約1万円上がることになりますね。

2019年人事院勧告の結果、私の受給額は増える？減る？

級号俸（級-号俸）	月例給の改定額	家賃額	住居手当 不受給者	住居手当 受給者							
				16,000～ 27,000円	28,000～ 55,000円	56,000	57,000	58,000	59,000	60,000	61,000円 以上
				住居手当 の増減額							
1-1～8	¥2,000		2,000	-2,000	0	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
1-9～12	¥1,900		1,900	-2,100	-100	400	900	1,400	1,900	2,400	2,900
1-13～16	¥1,800		1,800	-2,200	-200	300	800	1,300	1,800	2,300	2,800
1-17～20	¥1,700		1,700	-2,300	-300	200	700	1,200	1,700	2,200	2,700
1-21～24	¥1,600		1,600	-2,400	-400	100	600	1,100	1,600	2,100	2,600
1-25～56、2-1～24、3-1～8	¥1,500		1,500	-2,500	-500	0	500	1,000	1,500	2,000	2,500
1-57、2-25～27、3-9～11	¥1,400		1,400	-2,600	-600	-100	400	900	1,400	1,900	2,400
1-58～59、2-28、3-12～13	¥1,300		1,300	-2,700	-700	-200	300	800	1,300	1,800	2,300
1-60～63、2-29～33、3-14～17、4-1	¥1,200		1,200	-2,800	-800	-300	200	700	1,200	1,700	2,200
1-64～65、2-34～37、3-18～21、4-2～5	¥1,100		1,100	-2,900	-900	-400	100	600	1,100	1,600	2,100
1-66～69、2-38、3-22、4-6	¥1,000		1,000	-3,000	-1,000	-500	0	500	1,000	1,500	2,000
1-70、3-23、4-7	¥900		900	-3,100	-1,100	-600	-100	400	900	1,400	1,900
1-71、2-39、3-24～25、4-8～10、5-1～2	¥800		800	-3,200	-1,200	-700	-200	300	800	1,300	1,800
1-72～73、2-40～42、3-26	¥700		700	-3,300	-1,300	-800	-300	200	700	1,200	1,700
1-74、3-27、4-11、5-3	¥600		600	-3,400	-1,400	-900	-400	100	600	1,100	1,600
1-75、2-43、3-28～29、4-12～13、5-4～5	¥500		500	-3,500	-1,500	-1,000	-500	0	500	1,000	1,500
1-76～77、2-44～45	¥400		400	-3,600	-1,600	-1,100	-600	-100	400	900	1,400
1-78、2-46、3-30、4-14、5-6	¥300		300	-3,700	-1,700	-1,200	-700	-200	300	800	1,300
1-79、2-47、3-31、4-15、5-7	¥200		200	-3,800	-1,800	-1,300	-800	-300	200	700	1,200
1-80～、2-48～、3-32～、4-16～、5-8～、6～10級、再任用	¥0		0	-4,000	-2,000	-1,500	-1,000	-500	0	500	1,000

※家賃16,000円未満については省略。

※月例給の改定については、2019年4月に遡って、住居手当の改定については、2020年4月から適用されるため、2019年4月～2020年3月は月例給の改定のみが適用されます。

※住居手当について、2,000円を超える減額がある場合、1年間（2020年4月～2021年3月）は「所要の経過措置」により、2,000円の減額にとどまります。